

大口町告示第75号

大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務について、公募型プロポーザル方式による委託業者選定を行うので、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号）第5条及び第7条の規定に基づき告示する。

平成29年7月20日

大口町長 鈴木雅博

大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務に係る委託業者選定について、以下に掲げる要領等に基づき公募型プロポーザル方式による委託業者選定を行う。

- (1) 大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務提案募集要領
- (2) 大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務仕様書
- (3) (別紙) 大口町カーボンマネジメント強化事業推進支援業務 評価基準

大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務提案募集要領

カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案者を募集します。

1 業務名 大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務

2 目的

これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成28年3月に策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組みを行ってきた。

平成29年度からは、昨年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策実行計画」に定める目標と同レベルの水準に合わせるため、新たにCO₂排出量の多い施設を抽出した中で、その温室効果ガス総排出量等を調査・分析し、具体的に公共施設のCO₂排出削減に向けた対策等の計画を盛り込んだ「大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定する。

併せて、温室効果ガス排出量削減の実現方策として、平成30年度以降の高効率機器による更新等の対策を具体化するとともに、本町の温室効果ガスの削減に向け、計画の実効性を高めることができる庁舎内体制の構築を図る。

については、豊富な経験と高い専門知識のもとに、よりよいカーボン・マネジメント体制を実現できる事業者を選定するため、その企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル（企画提案）」を実施する。

3 実施場所 大口町

4 業務委託期間 契約締結日から平成30年2月15日（木）までとする。

5 業務内容

本業務は「平成29年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」の採択を受けて実施するものである。

- (1) カーボン・マネジメント強化基礎調査
- (2) 大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
- (3) 事業化計画の検討、設備基本計画の策定

※「大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務委託仕様書」のとおりで、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。

6 受託限度金額 9,936,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、「経費内訳書（任意様式）」を提出する際は、上記受託限度金額を超えてはならない。

7 委託業者選定方法
公募型プロポーザル（企画提案）方式

8 応募資格

応募者は、次の要件を備えていることを条件とし、当該要件を備えていることを証するため、誓約書を提出するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大口町での入札参加資格停止措置を受けていない者であること。ただし、プレゼンテーションまでに入札参加資格停止措置を受けた場合には、プレゼンテーションに参加できないものとする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、契約締結の日までに上記申し立てがされた場合には、本事業の契約を締結しないものとする。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 提案時において大口町の入札参加資格名簿に登録されており、愛知県内に本店又は事業所等を有する者であること。
- (8) 過去3年度内に国又は地方公共団体と本業務に類似する調査業務を履行した実績がある者であること。
 - ・環境系の調査、計画策定及びそれに類する業務を本町から元請として受注した実績
 - ・地球温暖化対策、省エネルギー及び温室効果ガス排出量算定もしくはそれに類する業務を国、地方公共団体及び民間企業等から元請として受注した実績
- (9) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないものであること。

9 応募留意事項

- (1) 応募に係るすべての書類の作成及び提出に係る費用については、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権等は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、もっとも優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。）の提出書類の使用権に関しては、町に帰属するものとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 原則として、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類については、後日参考書類を求めることがある。

10 関係スケジュール（予定）

- (1) 参加受付期間…平成29年7月20日（木）から8月3日（木）（午後5時）まで
※併せて、施設の現地確認を希望する場合は8月3日（木）までに申し出る
こと。日程については、後日調整します。
- (2) 質問受付期間…平成29年8月7日（月）までに電子メールで行う。
- (3) 質問への回答…電子メールで行う。
- (4) 提案書受付期間…平成29年8月14日（月）から21日（月）まで
- (5) プレゼンテーション実施…平成29年8月24日（木）
- (6) 最優秀提案者決定…平成29年8月下旬

11 参加受付に関する事項

- (1) 参加受付期間
平成29年7月20日（木）から平成29年8月3日（木）（午後5時）まで
- (2) 提出書類
 - ①参加申請書（様式1）
 - ②誓約書（様式2）
 - ③同種・類似事業の実績調書（様式3）
 - ④定款の写し
 - ⑤納税証明書の写し
 - ⑥会社概要（パンフレット等）
 - ⑦参考見積書（内訳書）※様式自由
- (3) 提出先
住 所：〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町役場 総務部行政課 財産管理グループ

電 話：0587-95-1699（ダイヤルイン）

FAX：0587-95-1030

E-mail：gyousei@town.oguchi.lg.jp

1.2 提案書受付に関する事項

(1) 提案書受付期間

平成29年8月14日（月）から平成29年8月21日（月）（午後5時）まで

※郵送の場合は書留郵便で、上記期間内に必着とする。本町では、郵便事故についての責任を負わない。

(2) 提案書内容等

- ①仕様書の業務内容に掲げる各事項すべてについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ②提案趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔にわかりやすく記述し、その他のPRや独自提案がある場合は添付可能とする。
- ③見積金額及び内訳金額は、具体的な積算内訳を添付し、消費税及び地方消費税は別に記載すること。

(3) 提案書様式

すべて任意様式で、A4ファイルに綴じたもので提出すること。

※A4判、左綴じ2穴、12ポイント以上の文字、図面等は折り込むこと。

(4) 提出方法・部数 持参又は郵送にて、正本（要押印）1部、副本10部

(5) 提出先

住 所：〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町役場 総務部行政課 財産管理グループ

電 話：0587-95-1699（ダイヤルイン）

FAX：0587-95-1030

E-mail：gyousei@town.oguchi.lg.jp

1.3 最優秀提案者（第1位交渉権者）の決定等

(1) 審査及び選定方法

- ①プレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの開催日時及び場所については、提案者に電子メールで通知する。
- ②選定委員会で企画提案の評価基準に基づき得点の上位から順位付けを行い、得点最上位者を本契約の第1位交渉権者である「最優秀提案者」とし、次点を「優秀提案者」とする。なお、選定委員会の会議は非公開とする。
- ③選定結果については、提案者と提案内容を除き、結果を各提案者に文書にて通知する。
- ④選定結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

- ⑤提出資料の内容に虚偽があった場合は、契約後においてもその契約を無効とする。
- ⑥プロポーザルの提案者が1者の場合でも審査を行い、選定委員会が適切な事業者と判断した後、第1位交渉権者とする。
- ⑦評価点が同点の場合は、参考見積書の金額が低い事業者を契約交渉権者とする。

(2) 決定時期 平成29年8月下旬

1.4 プロポーザルに係る評価項目

以下の評価基準に基づき審査を行う。詳細については、別紙評価基準のとおりとする。

- (1) 業務全般に対する理解度、考え方
- (2) 業務内容の妥当性・具体性・先進性等
- (3) 業務工程の妥当性・効率性
- (4) 業務実績

1.5 契約協議・締結等

最優秀提案者と町が契約協議を行い、協議の結果、最優秀提案者が辞退又は何らかの理由により町と契約できない場合、契約交渉権は優秀提案者に移る。

したがって、最優秀提案者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

1.6 その他の留意事項

- (1) 提案者の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。また、経費等の金額については、日本円で表記すること。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合、参加資格を失う。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出された関係書類は、返却しない。
- (6) 提出期限以降における問合せ、提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。
- (8) 契約に関する事務の管理及び執行は、大口町の条例、規則等の定めるところによる。
- (9) 参加申請後、参加を辞退する場合は、辞退届を総務部行政課に提出すること。
- (10) 本件について知り得た大口町の情報等の取扱いに十分留意し、外部に漏えい等しないこと。
- (11) 本事業に係る国の会計検査院実地調査が行われる場合は、協力すること。
- (12) プレゼンテーションの所要時間は、説明20分、質疑10分とする。また、

説明に際しスクリーン以外の機器は持参すること。

1.7 問合せ先

住 所：〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町役場 総務部行政課 財産管理グループ

電 話：0587-95-1699 (ダイヤルイン)

F A X：0587-95-1030

E-mail：gyousei@town.oguchi.lg.jp

大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務仕様書

1 業務名 大口町カーボン・マネジメント強化事業推進支援業務

2 目的

これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成28年3月に策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組みを行ってきた。

平成29年度からは、昨年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策実行計画」に定める目標と同レベルの水準に合わせるため、新たにCO₂排出量の多い施設を抽出した中で、その温室効果ガス総排出量等を調査・分析し、具体的に公共施設のCO₂排出削減に向けた対策等の計画を盛り込んだ「大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定する。

併せて、温室効果ガス排出量削減の実現方策として、平成30年度以降の高効率機器による更新等の対策を具体的にするとともに、本町のカーボン・マネジメント体制整備と温室効果ガスの削減に向け、計画の実効性を高めることができる庁舎内体制の構築を図る。

3 実施場所 大口町

4 業務委託期間 契約締結日から平成30年2月15日（木）まで

5 業務内容

(1) カーボン・マネジメント強化基礎調査

①温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル調査・施策検討

環境省の最新版マニュアルを参考に、設備における運用時の対策と設備更新による対策に重点を置き、下記のとおり削減ポテンシャルの調査・分析を行い、施策の検討を行う。

ア 大口町役場庁舎、大口町健康文化センター、大口町民会館、大口西小学校を対象に省エネルギー診断を実施し、詳細な削減ポテンシャル推計を行う。

イ 施設主管課に対して、現状の対策実施状況と採用可能性のある対策についてのアンケートを実施する。

②カーボン・マネジメント体制の構築に向けた調査・整備支援

地方公共団体や事業者向けの環境マネジメントシステムも参考として、カーボン・マネジメント体制の構築及び効率的な運用に向けた検討を行う。

(2) 大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定

「(1) カーボン・マネジメント強化基礎調査」の結果を踏まえつつ、大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定を並行して実施する。なお、改定作業は環境省の最新版マニュアルに基づいて実施するものとする。

①基本的事項の検討

最新版マニュアルに基づいて基本的事項の検討を行う。計画期間については、2030年度末までとする。

②基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握

町が所管する公共施設の基礎データを収集整理し、「温室効果ガス総排出量」の把握・分析を行う。

③「温室効果ガス総排出量」に関する目標数量の検討

本町の総合計画等に基づき、将来の施設・設備の統廃合や新設及び事務の移管等を踏まえて温室効果ガスの総排出量の将来推計を実施する。また、「(1) カーボン・マネジメント強化基礎調査 ①温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル調査」の結果を活用し、削減目標を整理・検討する。

④目標達成に向けた具体的な対策の検討

設定した目標達成に向けて、エネルギー消費量の削減及びエネルギーの低炭素化について具体的にどのような対策を行っていくか検討する。

⑤進捗状況を管理する仕組みの検討

「(1) カーボン・マネジメント強化基礎調査 ②カーボン・マネジメント体制の構築調査」の結果を踏まえて、進捗状況を管理する仕組みを検討する。

(3) 事業化計画の検討、設備基本計画の策定

①環境省事業の補助要件となる施設に合致した先進的な機器選択

②事務事業編に基づく、省エネ設備等導入支援事業補助申請に必要な各施設の図面や設備仕様、数量、事業見積等資料の作成

※役場庁舎については、平成28年度に庁舎空調設備改修工事実施設計策定済み。町民会館については、平成29年度改修工事実施設計業務を委託する予定のため、受託業者への情報提供及び関係業務の連携が必要。

6 特記事項

(1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

(2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な方法を提案すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本町に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打合せは、随時、原則大口町役場庁舎にて行う。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 受託者は、大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。（業務終了後も同様）
- (11) 成果物の所有権、著作権、利用権は本町に帰属するものとする。
- (12) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本町の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (13) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) すべて任意様式で、A4ファイルに綴じたもので提出すること。
※A4判、左綴じ2穴、12ポイント以上の文字、図面等は折り込むこと。
 - ①カーボン・マネジメント強化基礎調査書
 - ②大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
 - ③事業化計画の検討、設備基本計画の策定
- (2) 提出方法・部数 持参又は郵送にて、正本（要押印）1部、副本10部
- (3) 上記及びその他の電子データ 一式
※電子データファイルの仕様は以下のとおりとする。
 - ① 使用するアプリケーションソフト及び保存形式は以下のとおりとする。
 - ・文章（ワープロソフト）
Microsoft 社 Word（保存形式は“.docx”とする。）
 - ・計算表（表計算ソフト）
Microsoft 社 Excel（保存形式は“.xlsx”とする。）
 - ・画像（写真、図表等）
JPEG形式とし、必要最小限のファイルサイズとすること。

・その他（説明資料等）

Microsoft 社 PowerPoint（保存形式は“.pptx”とする。）

- ② ①による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- ③ 上記の成果物の格納媒体は光ディスク（CD-R 又は DVD-R）とし、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び格納媒体にラベル等により付記すること。
- ④ 文章における本文の文字の大きさは12ポイントを基準とし、その他統一的な事項に関しては町担当者の指示に従うこと。

(別紙)

大口町カーボンマネジメント強化事業推進支援業務 評価基準

評価項目		評価基準	評価係数	評価点 (満点)
業務全般に対する理解度、考え方	業務内容・目的を十分に理解し、業務を実施する上での課題を把握した的確な企画提案が示されているか。	2：優れている 1：標準的 0：劣っている	3	6
業務内容の妥当性・具体性・先進性等	削減ポテンシャル調査の考え方が効果的かつ具体的に示されているか。	2：優れている 1：標準的 0：劣っている	2	4
	カーボン・マネジメント体制の構築の考え方が効果的かつ具体的に示されているか。	2：優れている 1：標準的 0：劣っている	2	4
	大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定の考え方が効果的かつ具体的に示されているか。	2：優れている 1：標準的 0：劣っている	2	4
	「温室効果ガス総排出量」の目標達成のための機器更新、施設管理の方策が具体的に示されているか。	2：優れている 1：標準的 0：劣っている	2	4
業務工程の妥当性、効率性	業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、明確に示されているか。また、現実的に実施可能な行程計画が示されているか。	2：実施可能な計画が明確にある 1：明確ではない	2	4
業務実績	主たる事業所において環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得の有無	2：取得済 0：未取得	1	2
	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に関する同種・類似業務の実績	2：複数有している 1：有している 0：有していない	3	6
	担当する技術者の業務実績が示されているか。	2：3件～ 1：1件～2件 0：なし	3	6
合 計				40